

販売約款

Zebra の書面による別段の同意がない限り、次に掲げる条件（これを「販売約款」といいます。）は、本件会社へのあらゆる本件製品の見積り、合意、購入注文及び販売について適用されるものとします。Zebra はここに、注文書内で又は Zebra からの注文書の受領確認に対して貴社より提案される条件であって、本販売約款に追加され、本販売約款と異なり、又は本販売約款に相反する一切の条件について、反対します。こうした提案条件は、本販売約款に対する拒絶としての効力は生じないものとしますが、当該約款の重大な改変であるとみなし、Zebra による各注文書の引受けは、そうした追加、別段又は相反の条件が存在しないものとみなすものとします。Zebra による履行の開始又は本件製品の発送のいずれも、追加又は不一致の条件に対する承諾であるとはみなされず、又は解釈しないものとします。本書で別段の記載がない限り、本書に定義のないすべての用語は、プログラム基本約款及び本件会社との間で合意する付属書／付属書類において当該用語に定める意味を有するものとします。本書に別段の明示的な定めがある場合を除き、プログラム基本約款及び当該付属書／付属書類の条件は、なお完全な効力及び効果をもって存続するものとします。

定義：

「**設定対象製品**」とは、顧客の特定の使用要件に適合するように手配、構築及び準備され、通常その形態で Zebra での販売が行われない本件製品をいいます。

「**カスタム製品**」とは、本件会社の求める特定の要件に適合するように修正され、通常はその修正形態で Zebra での販売が行われない本件製品をいいます。

「**注文書**」とは、本販売約款第 1 条に従い本件会社が提出する発注書をいいます。

「標準製品」とは、Zebra の公開価格表に掲載がある本件製品をいいます。

1. 注文及び注文処理

1.1 本件会社の注文書は、Zebra より本件会社に通知する Zebra の法的主体に対し、書面又は電子的手段により提出するものとし、少なくとも次に掲げる事項を明記するものとします：本件製品及び品目、Zebra の部品番号、数量、希望する暦上の発送日、発送先及び請求先の場所、並びに本件会社の売上税その他の租税識別番号。注文書には、エンドユーザーの名称及び住所並びに本件製品が配備され使用されることとなる場所も記載しなければなりません。こうした情報なく受領した注文書は、Zebra の単独かつ絶対の裁量に従い、再記入のため本件会社に返送することができるものとします。

1.2 電子的手段により提出する注文書その他の Zebra に対して提出する本件製品に係る依頼は、本件会社の事業施設が発信元である旨又は本件会社の従業員その他権限ある代理人によるものである旨が表示されている場合において、本件会社に対して拘束力を有するものとします。Zebra は、本件会社の注文書に対して受領確認を行い、Zebra の見積発送予定を本件会社に告知するものとします。Zebra の見積発送予定は、(i)Zebra による当該注文書の受領確認日の五（5）営業日後及び(ii)発送日のうちいずれか早い日までに本件会社が同意しない旨を書面で Zebra に通知しない限り、確定的に本件会社により承諾されたものとみなすものとします。「財産」又は「秘密」扱いの明示的な指定があるにもかかわらず、また参加約款内のいかなる別段の規定にもかかわらず、注文書その他関連文書及びこれらに記載の情報は、本件会社の秘密情報を構成しないものとします。

1.3 Zebra は、注文された本件製品の正確な数量を発送するよう努めますが、カスタムの媒体／リボンの各注文書は、十パーセント（10%）の過剰又は過少納品が生じる場合があります。過剰納品は、全長ロール単位となります。Zebra は、Zebra より本件会社に発送した実際の数量に関してのみ、本件会社に請求を行うことができるものとします。

1.4 注文書は、Zebra がその注文書を明示的に引き受けない限り、Zebra に対して拘束力を有しないものとします。

1.5 Zebra は、すでに見積りが行われている場合であっても、理由の如何にかかわらず注文書の引受けを拒絶する権利を留保します。

1.6 プログラム基本約款第 24.3 条記載の終了事由又は認定解除事由の発生に伴い、Zebra は、単独かつ絶対の裁量に従い、その終了事由又は認定解除事由の発生時点で引受済みではあるが未発送である注文書を、取り消すことができるものとします。

1.7 分納により引渡しが行われる注文の場合に関して、注文書又はその一部を実行する Zebra の義務は、参加約款の満了又は終了に伴い自動的に終了するものとします。

2. 一括注文

本件会社は、一括注文を利用して標準製品を購入することを希望するときは、Zebra の販売担当者に連絡するものとします。この一括注文には、次に掲げる事項を明記しなければなりません：(i)注文書の日付後六（6）ヶ月を超えない一定期間中において本件会社が購入することを希望している総数量、(ii)荷渡しの回数、及び(iii)各荷渡しの日付。注文された数量は、本件会社の拘束的な確約を構成します。Zebra は、注文書の日付から六（6）ヶ月の終了時まで、注文された総数量を発送することとなり、本

件会社は、その引渡しを受領しなければなりません。荷渡しの許容最大回数は、六（6）回です。各荷渡しの最低数量は、1 拠点 1 発送につき少なくとも一（1）箱でなければなりません。一括注文は、カスタム製品に関して認められるものであり、本件会社からの注文書の日付後六（6）ヶ月以内に行われる発送に対して代金が請求されることとなり、また第 6 条及び第 8.2 条記載のカスタム製品の追加的条件で定める要件を遵守しなければなりません。

3. 注文の修正及び取消し

3.1 本件会社は、Zebra に対し、注文書 1 件当たり三（3）回まで、注文書の発送日の変更を求めることができますが、新規の発送日は、注文書の当初予定発送日の六（6）ヶ月後を超えることはできません。本件会社が、Zebra に対し、予定発送日の三十（30）日未満前の書面による通知で本件製品の発送の延期を求めたときは、本件会社は、当該延期時点で有効な本件製品の注文価格に基づき十五パーセント（15%）の料金が請求される場合があります。

3.2 別段の指定がない限り、Zebra は、予定発送日の三十（30）営業日前まで、（第 3.1 条に基づく発送日の変更以外で）注文書の変更／修正を受け付けます。注文書の変更／修正が予定発送日の三十（30）日未満前に求められたときは、次に掲げる事項が適用されます：(i)供給品であるカスタム製品の注文書に関しては、本件会社は、当該注文書の変更を受け付けて実施するに際して Zebra が負う費用について責任を負うものとし、(ii)その他の各本件製品の注文書に関しては、本件会社は、Zebra によるその変更の受け付け及び実施時点で有効な本件製品の注文価格に基づき十五パーセント（15%）の料金が請求される場合があります。部品番号又は数量の変更を伴う注文書の変更については

、Zebra のその時点での見積引渡予定及び製品利用可能状況に応じて Zebra が新規の発送日を割り当てるものとします。発送日の前倒しの依頼には、追加料金が発生する場合があります。本件会社は、その料金について単独で責任を負うものとします。注文書は、信用問題を含む理由の如何を問わず、三（3）回を超えて変更することはできません。注文書に対して三（3）回を超える変更があったときは、当該注文書は取消しとなる場合があります。本件会社は、各要件が充足され又は信用問題が解決されてから、再度予約しなければなりません。

3.3 標準製品の注文書は、予定発送日の三十（30）日前を過ぎて取り消すことはできません。Zebra は、予定発送日の三十日前を過ぎて注文書を取り消す旨の本件会社からの求めを承諾するときは、本件会社に対し、その取消時点で有効な取消対象たる注文書の注文価格の二十パーセント（20%）に相当する金額を請求することができ、本件会社は、その請求を受けたときは、Zebra にこれを支払うものとします。カスタム製品又は設定対象製品の注文書については、本件会社は取り消すことができません。

4. 製品の返送

本件製品の返送には、Zebra の事前の明示的な書面による承認（その付与又は拒絶は、Zebra の単独かつ絶対の裁量によることができるものとします。）を要するものとし、Zebra は、返送対象たる本件製品の請求金額の最大十五パーセント（15%）の金額に相当する在庫補充手数料を本件会社に請求することができ、本件会社は、当該請求に応じて Zebra に対しその責任を負う場合があるものとします。Zebra は、承認を得た返送に対して RMA 番号を発行することとなり、本件会社は、これを発送容器の外側に見やすい形で掲示しなければなりません。適切な RMA 番号のない物品は、着払いで本件会社

に返送されます。カスタム製品又は設定対象製品の返品については、Zebra は受け付けません。

5. 発送、権原及び危険負担

5.1 すべての発送は、本件会社が Zebra により割り当てられた又は割り当てられる本件製品の区分に応じて、インコタームズ 2010 工場渡し (Zebra 発送場所) 又はインコタームズ 2010 FCA (Zebra 発送場所) 条件となります。疑義を回避するために付言すると、Zebra は、自己の裁量に従い、本件会社への 30 日前の書面による通知をもって、発送条件をインコタームズ 2010 FCA (Zebra 発送場所) からインコタームズ 2010 工場渡し (Zebra 発送場所) 又はその逆に変更する権利を留保します。本件製品の権原並びに危険負担及び一切の責任は、Zebra が当該製品を本件会社の指定運送人に引き渡した時点で、本件会社に移転するものとします。本件会社によるこの指定がない場合には、Zebra は、発送のための運送人を選定しますが、その選定を行うことによりいかなる発送に係る責任を引き受けるものでもなく、当該運送人は、Zebra の代理人であるとは何ら解釈されないものとします。Zebra は、運送人に本件製品の引渡しをした後の発送遅延又は損害について、何らの責任も負いません。本件会社は、すべての通関手続を遵守する責任を負うものとし、本件から生じるすべての費用及び危険を負担するものとします。

5.2 Zebra は、本件会社が合理的に求める商業的手段により本件製品を発送するものとしませんが、単独かつ絶対の裁量に従い自己が適切とみなすその他の合理的かつ商業的な手段により本件製品を発送する権利を留保します。Zebra より発送する本件製品に関しての一切の発送及び保険料金は、本件会社が支払うものとします。本件製品の各発送

及び請求は、本件会社に対し、申込書において本件会社が提示した事業所住所宛で行うものとしませんが、Zebra 及び本件会社が合意し注文書内に別途明記があるときは、その限りではありません。本書に基づく各発送は、個別の取引とみなされるものとしします。

5.3 本件会社は、Zebra の所定の到着時瑕疵（これを「DOA」といいます。）方針及び手順で定める期限内に、性能仕様書への不適合を理由として本件製品の一定単位を拒絶する旨を書面で Zebra まで通知しない限り、発送をもって本件製品を受け入れたものとみなされます。本件会社は、その拒絶通知において、具体的な拒絶理由を記述しなければなりません。Zebra が本件製品の返送を認めた場合には、本件会社は、本件会社が受領したときのままの状態を Zebra まで当該単位を返送するものとしします。すべての返送は、元の容器及び包装により、一切の付属品及び説明書とともに行わなければならない、運賃前払いで発送しなければなりません。Zebra の DOA 返送方針及び手順は、その時点で有効なものが適用されるものとしします。本第 5.3 条の前述の規定は、瑕疵のある本件製品に関して本件会社の唯一の救済手段を構成します。本件会社は、ある発送内における本件製品の一部又は全部に瑕疵が存在し得ることを理由として、本書に基づき提供された本件製品の発送の全部又は一部を拒絶する、その他のいかなる権利も有しないものとしします。

6. カスタム製品

本件会社はここに、Zebra 及びその関連会社に対し、次に掲げる事項のための、取消不能、世界的、使用料不要及び非独占的なライセンス、又は本件会社の顧客の場合に関してはサブライセンスを付与します： (i) 該当する作業明細で定められた本件会社又はその顧客のカスタム仕様を備えたカスタム製品を製造すること、(ii) 本件会社より Zebra

に提供するデータ、仕様、指示事項、知的財産その他の財産的情報、及びその他本件会社又はその顧客の知的財産であって本件会社又はその顧客のカスタム仕様を備えたカスタム製品を製造し発送する上で必要なものを使用すること、並びに(iii)Zebra の代理で前述の事項を第三者請負人に履行させること。Zebra による本件製品であって、前述の付与に従い製作されたもの又はその他標準製品の修正、カスタム化その他改変を求める本件会社から Zebra への依頼に従い製作されたもの（カスタム製品及び設定対象製品を含みます。）は、第 12 条に従い「除外対象製品」とします。Zebra は、本件会社又はその顧客のカスタム仕様を備えかつ本件会社又はその顧客の知的財産を使用しながらそうしたカスタム製品の製造及び発送を行う自己の権利を証明するために、第三者との間で本販売約款を共有することができるものとし、本書又は基本約款第 18.6 条に明示的な定めがある場合を除き、本件会社又はその顧客は、本件会社又はその顧客の各商標、商号又は役務商標を使用するいかなる権利又はライセンスも Zebra に付与するものではありません。カスタム製品に関連する一切のカスタマイズ及び設計作業、並びに Zebra の生成する本件製品関連のあらゆる手法、方法、ノウハウ、仕様、文書及び資料、並びにそれらのあらゆる改良物、修正物及び派生物（本書の日付時点で存在しているか又はその後開発されるかを問いません。）、並びにそれらにおけるあらゆる知的財産権は、Zebra の独占的財産であり、その財産として存続するものとし、本書その他のいかなる事項も、その財産を使用し又は利用する Zebra の権利及び能力を制限しないものとし、本件会社は、前述の項目に係る Zebra の所有権を確立するために必要となる一切の書類に速やかに署名し、各関係従業員にもその署名をさせるものとし、また、発明者に該当すると Zebra が判断する各従業員に対し、カスタム製品に起因し又は関連する

特許出願の目的のために Zebra から要請される一切の書類に速やかに署名すべきことを求めるものとします。

7. 支払条件

7.1 両当事者の署名を付した本販売約款の改定であって、本第 7.1 条を明示的に参照し、これを修正し又は改定する旨を記述したものにより、Zebra が別途同意しない限り、各請求書は、アメリカ通貨建てその他 Zebra の随時指定する通貨建てにより Zebra に対して Zebra の指定銀行口座宛てで支払うべきものとし、請求書の日付後四十五（45）日以内に小切手若しくは電信送金により又は Zebra の受け入れられる確認済み取消不能信用状により、支払うものとします。Zebra は、単独かつ絶対の裁量に従い、代金引換えで発送するか、又は満額若しくは一部の前払いを要求することができます。本件会社は、輸送中に紛失又は損傷が生じた発送であっても、本書に定める支払条件を免れるものではありません。前述の期限内に支払がない場合には、本件会社は、請求書の日付の三十一（31）日後の日より発生する利子として、1 ヶ月一・五パーセント（1.5%）又は法律で認められる最大利率のうちいずれか低い率に相当する遅延損害金を、Zebra に支払うものとします。本件会社は、全債務額の支払を確保するに当たって生じた一切の訴訟費用、弁護士報酬及び法的費用について、Zebra に対しそれらの責任を負うものとします。本件会社は、相殺権を有しないものとし、請求書からの控除によって割引、割戻しその他の制度の利益を受けることは禁止とします。Zebra は、本件会社の支払名目にかかわらず、本件会社から行われた支払を、本件会社のその時点での各掛け売買勘定に充当することができるものとします。Zebra は、本件会社が本販売約款に従い支払を行わないときは、Zebra が有し得る権利又は救済手段のほか、自己の選択に従い本件会社への各

発送を停止し又は延期することができるものとします。こうして停止された発送は、本件会社により取消しされたものとみなされるものとします。

7.2 本件会社は、ある請求書に対して、Zebra への請求権又は借方項目があれば、本件製品又は請求書の受領のうちいずれか遅い日から三十（30）日以内にこれを提示しなければなりません。この提示がない場合には、当該の請求権は放棄され、その請求書について満額を支払わなければなりません。注文書、請求書又は本件製品の齟齬の結果として本件会社の勘定についてプラスの変更があれば、本件会社の勘定に貸記されるものとします。Zebra 及び本件会社は、齟齬を解決するために合理的な努力を払うとともに、本件会社は、請求書のうち争いのない部分については第 7.1 条に従って速やかに支払をするものとします。これにもかかわらず、輸送費又は製品不足に関連して生じる請求権又は借方項目は、本件会社（又は Zebra が直送する場合にあっては、本件会社の顧客）が本件製品を受けてから十四（14）日以内に行使しなければなりません。未解決の齟齬及び請求権については、プログラム基本約款第 25 条に従い処理します。

7.3 Zebra は、支払が延滞している場合又は本件会社の信用からみて以後の与信が保証されないと Zebra が単独かつ絶対の裁量に従い判断する場合には、本件会社への与信を取り消す権利を留保します。各発送は、その他に予定されている発送にかかわらず、請求が行われるものとし、期日の到来に従い支払を行うものとします。支払は、本件会社のもとで行われる受入試験手順に本件製品が適合するかどうかを条件としません。

7.4 本件会社が本件製品の請求書の支払をその条件に従って行わない場合又は Zebra が単独かつ絶対の裁量に従い本件会社の財務状態若しくは支払履歴を不適切若しくは不十分とみなした場合には、本書に基づく他の権利に加えて、Zebra は、取消し、中断、

延期又は契約終了を理由として生じる一切の損失又は損害に係る責任を負うことなく、引き受けた注文書を取り消し、本件会社への本件製品の以後の発送を停止し若しくは延期し、又は本販売約款を終了する権利を有するものとします。

7.5 与信限度及び支払期間の決定は、専ら Zebra の裁量に従います。前述を毀損することなく、各発送は、いかなるときも、本件会社の信用について Zebra が承認することを条件とします。Zebra は、本件会社との取引関係に基づく一部履行又は一部支払の後であっても、本件会社に対し、本件会社の義務の適正な履行に関して納得のいく担保を求める権利を留保します。この担保の提供が拒絶された場合には、Zebra は、契約違反その他の事由に関して Zebra が本件会社に対して有し得る権利を毀損することなく、その担保が提供されるまで以後の発送を延期し、又は本件会社との取引関係若しくはその未履行残存部分を取り消す権利を得ます。

8. 製品価格

8.1 Zebra は、随時行われる追加、割引、割引制度、削除又は変更があればそれに従った上で、本件会社の注文書の引受日時点で有効な価格により、標準製品を販売するものとします。

8.2 カスタム製品は、見積りに基づく価格設定となります。カスタム製品のすべての販売は、最終的なものとみなされ、本販売約款及び追加的な条件として各見積りとともに提示するもの（これを「カスタム製品追加約款」といいます。）に従います。

9. 見積り及び価格変更

9.1 書面による別段の表示がない限り、Zebra によるすべての価格見積りは、当該見積りに特に記載する期間後、又はそうした期間の指定がない場合にあっては当該見積りの発行日の三十（30）日後に失効します。

9.2 Zebra は、公開価格表の変更があれば速やかに書面で本件会社に通知します。ただし Zebra は、本件会社が価格変更通知を未受領の場合であっても、その責任を負わないものとします。本件会社が、値上前に Zebra により受領され引き受けられた有効な注文書を通じて、以後六ヶ月を超える本件製品の発送を予定している場合には、当該注文書に基づき発送される本件製品の価格は、値上日から六ヶ月間に関して固定されるものとします。Zebra は、本件製品の値下げをするときは、新規の注文書及び価格引下日時点で注文されていたが未発送である本件製品に対し、直ちに所定の価格引下げを付与するものとします。

10. 租税

10.1 すべての価格には、本件会社が支払うべき該当する連邦、州又は地域の売上税、使用税、物品・サービス税、輸出入税及び適用関税が加算されます。本件会社は、Zebra の純所得に基づく租税を除き、Zebra が徴収していないが後になって Zebra より税務当局に支払う必要が生じた租税、賦課金又は関税があれば、これらを支払うことに同意します。

10.2 売上税又は使用税に対する責任から販売を適用除外とするには、本件会社は、注文書の発行時に Zebra に対して非課税証明書その他これに類する文書を交付します。該当する法律上、本販売約款に従い行われる支払に関して対象区域の当局により課される

所得税（これを「源泉徴収税」といいます。）を源泉徴収することが本件会社に義務付けられている場合において、本件会社は、その対象区域で規定される源泉徴収税の減額があれば、それを活用するものとします。本件会社は、管轄税務当局に対して速やかに源泉徴収税の支払を行うものとし、その支払後十（10）営業日以内に、Zebra がアメリカその他の国での外国税額控除の請求を裏付けることを可能にするに足る、管轄税務当局発行の正式納税領収証書その他の証書を Zebra に送付するものとします。本件会社はさらに、Zebra が適切な法的手続又は行政手続により源泉徴収税の有効性又は金額を争う場合において、Zebra が求めるときは、Zebra に協力することに同意します。ある注文書に関して、その請求書の日付後六十（60）日以内に Zebra のもとに正式納税領収証書その他の証書が届かないときは、Zebra は、本件会社にその注文書に係る源泉徴収税を請求する権利を有するものとし、本件会社は、請求書の受領後その金額を支払うことに同意します。

11. 製品の利用可能性、廃止及び製品不足／分配

Zebra は、本件会社により過去に注文された本件製品を修正する義務などを含め、本件会社又はその顧客に対するいかなる責任又は義務もなく、本件製品又はその部品の生産若しくは販売を廃止し、又はそれらの設計若しくは材料仕様を修正することができるものとします。Zebra は、各本件製品の継続的利用可能性を本件会社に保証するものではなく、本件会社はここに、特定の本件製品の不足、一般的な本件製品、構成部品若しくは供給品の利用不能性又は本件製品の廃止により Zebra が注文書の引受け又は履行をしないことに起因し又は関連して生じる、本件会社又はその顧客への損失又は損害に係る責任から、Zebra を明示的に免除します。経済的状況、製造状況その他の状況を理由と

する不足に起因して、Zebra がその全顧客の要件に対応する上で供給品が足りないと判断するときは、本件会社は、Zebra が単独かつ絶対の裁量に従いその各顧客間への本件製品の発送を分配することができるものと了解し、その旨同意します。

12. 特許補償

12.1 Zebra は、次に掲げる事項を行うことにより、本件会社に補償を行うものとします：

(i)本販売約款に基づき Zebra より本件会社に当初引き渡された Zebra ブランドの本件製品（これを「**ブランド製品**」といいます。）が本件会社への当該ブランド製品の引渡日時点で存在するアメリカの特許（対象区域にアメリカ合衆国内の法域が含まれる場合）又はカナダの特許（対象区域にカナダ国内の法域が含まれる場合）を直接的に侵害しているとの旨を主張する、お客様に対して提起された申立て又は訴訟（これらを「**侵害申立て**」といいます。）については、本件会社が当該申立て若しくは訴訟に関して合理的に可能な限り速やかに書面で Zebra に通知をし、Zebra に当該防御の単独の権限及び管理権が与えられ、本件会社が侵害申立ての解決又は防御のために求められたすべての情報及び協力を Zebra に提供する場合に限り、本件会社をそれらから防御すること、及び(ii)当該侵害申立ての管轄裁判所により本件会社に対して終局的に裁定されたすべての損害賠償金を支払うこと。第三者ソフトウェアを含め、本書に基づく本件製品のうちブランド製品でないものに関して、侵害の申立てに対する Zebra の義務は、当該第三者供給者より提供される知的財産補償又は防御引受けに限定されるものとします。ブランド製品が侵害申立ての対象となった場合又は Zebra の判断からみて侵害申立ての対象となるおそれがあると思われる場合には、本条に基づく Zebra の義務は、次に掲げる時点で、履行されたものとします：Zebra が、単独かつ絶対の裁量に従い、

(i)Zebra から購入したブランド製品の使用若しくは販売を本件会社が継続するためのライセンスを取得するか、(ii)ブランド製品を、実質的に機能的同等であるが侵害性のない本件製品と交換し、若しくはそうしたものとなるように修正をするか、又は(iii)当該ブランド製品に関して会社より Zebra に支払われた購入価格から定額減価償却法若しくは従前の使用分に係る合理的な料金を差し引いた額を払い戻したとき。Zebra は、本件会社が当該ブランド製品の使用又は移転を中止すべき旨を Zebra より本件会社に通知した後の、本件会社によるブランド製品の注文、使用又は移転に起因し又は関連して生じる侵害の主張又は現実については、本件会社に対して責任を負わないものとします。

12.2 Zebra 又はその関連会社は、次に掲げる事項については、本書において本件会社に対して責任を負わないものとします：(i)パーユース使用料若しくは本件会社の収益に基づく損害賠償金、若しくは侵害性のあるブランド製品に関してお客様より Zebra に支払われた購入価格に対して適用される合理的な使用料若しくはそうした購入価格を基準とする特許所有者の逸失利益以外で、何らかの損害賠償の法理に基づく損害賠償金、又は(ii)(a)Zebra の提供していない機器、装置若しくはソフトウェアと関連して若しくは併用してのブランド製品の使用、(b)設計された目的でない形でのブランド製品の使用、(c)Zebra 以外の者によるブランド製品の修正、(d)第 6 条によるカスタム製品に関する本件会社若しくはその顧客の設計、仕様、指針若しくは指示を含め、本件会社若しくはその顧客の設計、仕様、指針若しくは指示への準拠若しくは(e)何らかの特許保護済みの方法を用いてのブランド製品の使用（これらを「除外対象行為」と総称します。）に起因して生じる、侵害の主張若しくは現実。本件会社は、Zebra 又はその関連会社に対して提起される侵害の申立てであって、除外対象行為若しくは除外対象製品に起因し若

しくは関連するもの又は Zebra からの使用若しくは移転の中止通知後の本件会社によるブランド製品の継続的使用若しくは移転に起因し若しくは関連するものがあれば、Zebra 及びその関連会社に補償を行うものとします。Zebra は、Zebra の事前の書面による同意なく本件会社が行った侵害申立ての和解又は解決については、責任を負わないものとします。

12.3 侵害申立ての場合における本件会社の唯一排他的な救済手段及び Zebra 又はその関連会社の全責任は、本第 12 条に定めるところに限定されます。侵害申立てに関連して、本件会社は、本販売約款又は参加約款の別途規定その他いかなる法的な理論又は原則に基づくかを問わず、その他の救済手段を得る権利を有さず、Zebra 及びその関連会社は、その他の救済手段を提供する義務を負いません。このほか、本第 12 条に定める権利及び救済手段は、プログラム基本約款の第 22 条に定める制限事項の対象であり、これらによりさらに限定されます。いかなる場合も、Zebra 又はその関連会社は、本条に基づく申立て、損失、損害又は被害に関連して、特別、付随的、間接的、付带的、派生的若しくは懲罰的損害賠償金又は本件会社の逸失利益については、責任を負わないものとします。いかなる場合も、本条に基づく Zebra の責任は、当該のブランド製品に係る本件会社への総正味売上を超えないものとします。

13. 会社の支払不能

13.1 本件会社が本件製品を占有し又は管理しているが当該本件製品の支払をまだ行っていない場合にあつては、本件会社が当該本件製品に対して有し得る権原の主張は、次に掲げる場合に直ちに消滅するものとします。

- (a) 本件会社が、自己について、若しくはその財産の全部若しくは重要部分について、財産保全管理人、暫定的財産保全管理人、財産保全管理人兼管財人、管財人、財産管理人、後見人、清算人、更生管財人、会社財産管理人、浮動担保管理人その他これらに類する被任命者の任命を申し立て、若しくはその任命に同意した場合、若しくは財産保全管理人、暫定的財産保全管理人、財産保全管理人兼管財人、管財人、財産管理人、後見人、清算人、更生管財人、会社財産管理人、浮動担保管理人その他これらに類する被任命者が、本件会社の申立て若しくは同意なく任命され、その任命が、六十（60）暦日間、未解除若しくは未停止のままである場合、
- (b) 本件会社が、期限の到来した債務を弁済することが不能となるか、その弁済不能を書面で認めるか、若しくは一般的にその弁済を怠り、若しくは差押令状若しくは強制執行令状などが、本件会社の財産の全部若しくは重要部分に対して発行され、若しくは手続きされ、その発行若しくは手続後六十（60）日以内に免責されず、取り消されず、若しくは完全担保されない場合、又は
- (c) 本件会社が、コモンロー若しくはエクイティ上の強制執行令状が本件会社の財産に対して手続きされ若しくは本件会社に対して取得されることを、認容し若しくは許容するか、本販売約款その他 Zebra と本件会社との間の契約に基づく本件会社の各義務の遵守若しくは履行を怠るか、若しくは本件製品に対して負担その他何らかの担保権の設定をした場合。

13.2 上記第 13.1 条記載の各場合には、Zebra は、単独かつ絶対の裁量に従い、(a)本件製品の法定の料金を回収するか、又は(b)本件製品の返送を求めることができるものと

し、返送の場合にあっては、本件会社は、その求めがあった後七（7）日以内にその返送をするものとします。

14. 担保権、回収費

本件会社はここに、現時点で存在し又は今後取得される一切の本件製品、及びアメリカ合衆国イリノイ州で採用される統一商事法典の定義によるその一切の売得金、並びに本件会社による本件製品の再販売から生ずる一切の売掛金について、Zebra に担保権を付与します。この担保権の付与は、現時点で存在するものか又は今後生じるものか及び確定又は不確定の別を問わず、本件会社から Zebra へのあらゆる債務及び責任の弁済並びにあらゆる義務の履行を、担保するために行われるものです。当該担保権は、本件会社による関係請求書の満額払いをもって消滅するものとします。本件会社は、こうした担保権の設定、完成及び保護のために Zebra により必要とみなされる一切の証書を締結し及び一切の行為を履行するものとします。本件会社は、購入物に関して期限の到来時に支払を行わないときは、合理的な弁護士報酬、費用及び経費などを含め、Zebra の回収費の全部を支払うものとします。

15. 完全合意及び優先順位

15.1 本販売約款は、参加約款とともに、本書記載の主題に関する当事者らの完全な合意を表明したものです。本書に関する一切の従前の協議又は合意は本販売約款に併合され、本販売約款がそれらに取って代わります。本約款は、そのいかなる内容も、追加、修正、置換えその他変更を行うことはできないものとします。ただし、Zebra が自己の授權代表者による署名を付して本件会社に交付する証書であって、本販売約款を明示的に参照し、その修正又は改定の旨を記述したものによってする場合は、除きます。

Zebra から本件会社への本件製品の各発送は、本書で定めるところによってする追加、修正、置換えその他変更がある場合を除き、専ら本販売約款のみに基づくものとみなします。本件サービスの販売は、www.zebra.com/partnerconnect-tc 又はこれに準ずる場所に掲載する Zebra サービス契約（Reseller Community Addendum で定義するところによります。）に基づき行われます。

15.2 Zebra から本件会社への本件製品の直接販売に関わる法的文書間において不一致又は多義性がある場合には、優先順位は、次のとおりとします：(a)本販売約款、(b)Reseller Community 付属書、(c)プログラム基本約款、(d)専門分野付属書／付属書類、及び(e)Zebra 標準約款。

15.3 本件会社及び Zebra は、国際物品売買契約に関する国際連合条約を本販売約款に適用しないことを明示的に合意します。

アジア太平洋販売約款終わり